

## 医科点数表に規定する回数を超える診療に係る特別の料金について

健康保険では、疾患別リハビリテーションについて、医科点数表上の算定日数・算定回数の上限が定められています。

当院では、上限を超えた後も、患者さんのご希望により個別療法を継続する場合、選定療養に係る特別の料金として、1単位ごとに以下の料金を徴収させていただきます。

※診療の内容、指導・管理の実施の有無等により料金が変わる場合があります。

### ・特別の料金

上限を超えて個別療法を継続する場合に係る特別の料金（1単位につき）

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	2,695円
〃（介護被保険）	1,617円
〃（要介護被保険者・目標設定等支援・管理料未設定）	1,452円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	1,980円
〃（介護被保険）	1,188円
〃（要介護被保険者・目標設定等支援・管理料未設定）	1,067円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	2,035円
〃（介護被保険）	1,221円
〃（要介護被保険者・目標設定等支援・管理料未設定）	1,100円
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	1,925円
〃（要介護被保険者・目標設定等支援・管理料未設定）	1,738円